

委員会提出議案第 1 号

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年10月8日提出

提出者 議会運営委員会  
委員長 田代 国 広



熊本県議会議長 池田和貴様

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例

熊本県議会委員会条例（昭和31年熊本県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号イ中「商工観光労働部」を「商工労働部」に改め、同号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 観光戦略部に関する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

熊本県内部組織設置条例（昭和27年熊本県条例第91号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。